

食安輸発0817第1号
平成24年8月17日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産スッポンのエンロフロキサシン及びトルコ産ヘーゼルナッツのアフラトキシン)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正：平成24年8月9日付け食安輸発0809第3号)により通知したところです。

このたび、輸入時検査実績等を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

記

1. 別表1中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。

を削除する。

2 . 別表 1 中トルコの項、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
トルコ	ヘーゼルナッツ及びその加工品 (ヘーゼルナッツを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表 3 によること。	平成23年 8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除する。